

令和7年度税制改正に関する要望事項

公益社団法人 滝川地方法人会

1. 消費税について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、初期の導入目的の達成状況と併せて問題があれば単一税率に戻すことを求める。

また、令和5年10月より導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食、小売事業者ほど煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられており、導入後の事務負担や特例措置の適用状況等を把握しながら、中小企業への影響等を踏まえ、弾力的な対応を求める。

2. 事業承継税制について

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われたが、与党税制改正大綱では適用期限の延長は行わないとされた。「特例承継計画」の提出期限は令和8年3月末まで2年延長されたが、提出件数等を踏まえながら、納税猶予制度の充実を求める。

また、円滑な事業承継を図るため、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

3. 外形標準課税について

平成26年6月に示された経済財政運営の「骨太の方針」において、地方税も含めた法人実効税率を引き下げる目標と、その財源対策として政府税調が示した法人税の改革案に、資本金1億円以下の中小企業にも「外形標準課税」を導入することが盛り込まれた。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与えるものである。

現在は、大企業への外形標準課税割合を引き上げるなど、中小企業への課税は行われていないが、今後においても中小企業への導入は避けるべきである。

4. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、法人税の申告書等を e - Tax で提出しなければならない法人（農業協同組合等）のうち、常時使用する従業員が 300 人を超える法人を対象法人から除外した上で、その適用期間が令和 6 年度の税制改正において 2 年間延長（令和 7 年度末）されたところであるが、特例の適用期間を設けず恒久化するとともに、資産の取得価額（中小企業の場合：現行 30 万円未満）の引き上げと、事業年度における取得価額の合計額（中小企業の場合：現行 300 万円未満）の上限の撤廃を求める。

5. 中小法人の軽減税率制度の特例について

令和 5 年度の税制改正において、中小企業等の法人税率について、所得金額のうち 800 万円以下の部分に適用する軽減税率（15%）が 2 年間延長（令和 6 年度末）されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和 56 年以来、課税所得 800 万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600 万円への大幅な引き上げを求める。

また、税制改正大綱では、防衛力強化に係る財源確保のため法人税の増額、そして与党税制改正大綱では、減税措置の実効性を高める観点から法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要としていることから、その影響等を踏まえた法人税のあり方についての検討を求める。

6. 中小企業の設備投資関連税制について

令和 5 年度の税制改正において、中小企業に前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の減免制度が創設された。

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が 3 年間 1 / 2 に軽減される特例措置だが、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処し、令和 6 年度末までとなっている適用期限の延長を求める。

7. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は 80% 近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を得ながら推進するよう求める。